

県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領 (県オリジナル米生産技術力向上事業)

本事業の実施にあたっては、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）及び福島県農産振興事業事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）のほか、この要領に定めるところによる。

第1 目的

「福、笑い」をはじめとする県オリジナル米において、実需が求める品質や供給量等に対応した高品質・良食味米を安定的に供給できる産地を育成し、本県産米のブランド力向上による風評払拭及び稲作農家の経営安定化を図る。

第2 事業内容等

1 事業内容

本事業は、第3に定める事業実施主体に係る別表に定める経費に対して予算の範囲内で助成する。

2 補助

(1) 県は予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、市町村に対して補助する。

なお、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。

ただし、市町村域を超える広域的な団体が事業を行う場合などの理由がある場合は当該団体等に対して直接補助を行うことができる。

(2) 補助率は別表に定めるところとする。

3 リース整備に係る助成の額

リースに要する経費に対する助成金額は、別表に定めるほか次の算式①による。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③による。

また、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は算式③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×1／2以内

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）

×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内

算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））

×1／2以内

この場合において、リース期間は、関連機材利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365日で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、農業協同組合、農業者団体（法人を含む）等とする。

農業者団体は、県内に住所地を有する農業者3戸以上で構成する組織とする。

第4 事業の実施等の手続き

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）を作成し、次に掲げる書類を添付して市町村長に提出する。
 - （1）直近の総会資料等（組織運営に関する規約、役員・会員名簿等を含む資料）
 - （2）反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）
 - （3）その他知事が必要と認める書類
- 2 市町村長は、事業実施主体より提出された事業実施計画承認申請書（様式第3号）を取りまとめ、当該農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。
- 3 所長は提出された計画書の内容が適当であると認めたときは、事業実施主体及び市町村長に事業実施計画を承認した旨を通知するとともに農林水産部長（以下「部長」という。）に報告する。
- 4 事業実施計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱及び事務取扱要領に定める所定の手続きを経て、事業に着手する。
- 5 事業実施計画の重要な変更は、交付要綱の別表で定める軽微な変更以外のものとし、その手続きは1から4に準じて事業実施計画変更承認申請書（様式第4号）により行う。
- 6 事業実施主体は事業完了後、事業実績報告書（様式第1号）を作成し、事業実施年度の年度末までに市町村長に報告する。併せて、市町村長は事業実施年度の翌年度の4月末までに所長に報告する。
- 7 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、年度末までに当該年度における事業実施状況報告書（様式第5号）を作成し、市町村長に提出する。併せて、市町村長は当該年度の翌年度の4月末までに所長に報告する。
- 8 直接補助の場合、第4の1、6及び7の「市町村長」を「所長」に読みかえ、第4の2は適用しない。また、所長は事業実施計画の承認に当たり、事業実施主体の主要な活動地域の市町村長から、様式第6号により意見を徴収する。
- 9 受益地区が農林事務所の管轄を超える場合、事業実施主体は部長に事業実施計画書を提出し事業実施計画の承認を受けるものとする。また、事業実績報告書及び事業実施状況報告書についても部長に報告するものとする。

第5 事業の実施期間

事業の実施期間は、単年度とする。

第6 事業の推進指導

本事業を円滑かつ適性に実施するため、農林事務所、市町村及び関係団体は密接な連携を図り、推進指導を行う。

第7 成果確認検査について

事業の成果確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行う。

第8 その他

- 1 交付要綱第1号様式中の「2 事業の内容（実績）」の別に定める様式については、本要領様式第7号のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

この要領は、令和5年4月11日から施行する。

この要領は、令和6年4月12日から施行する。

この要領は、令和8年4月7日から施行する。

事業実施要領 別表

補助対象事業費	補助率	事業実施主体	採択要件
県オリジナル水稻品種の作付拡大を目指すモデル産地の取組において、高品質・良食味生産に必要な機器等の整備 対象設備・機器等は、次のとおりとする。 ・葉緑素計 ・ドローン ・生育診断又は土壌診断に基づく可変施肥機械等（注） ・収量等測定機能付きコンバイン（注） ・乾燥機（注） ・GPS（注） ・トラクタ（注） ・ほ場管理システム ・色彩選別機 ・均質化設備 ・フレコンスケール（ただし、色彩選別機等品質向上のための機器と一体的に導入する場合に限る） ・食味計 ・味度計 ・穀粒判定機 ・品質判定機 ・その他、部長が特に必要と認める設備・機器等 （注）ほ場管理システムと連携し利用する場合に限る	導入機器価格、リース物件価格相当の1/2以内 （ただし、1事業実施主体当たり補助額は3,500千円を上限とする。）	実施要領第3に定める事業者等	・県オリジナル水稻品種の高品質・良食味米生産技術の確立に向けて、スマート農業や品質向上関連設備・機器の導入等、先進的に取り組むモデル産地であること。 ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。 ・導入予定機械等は、目標年次において「福島県特定高性能機械導入計画」に定める利用下限面積以上であること。 また、「福島県特定高性能機械導入計画」に記載が無い農業機械の場合、目標年次において概ね20ha以上（中山間地域等※の場合は10ha以上）であること。 ※ 次のいずれかに該当する地域 ・過疎地域自立促進特別措置法第2条の市町村 ・山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された地域 ・特定農山村法第2条第1項の規定に基づき指定された地域

(様式第 1 号)

令和〇〇年度県オリジナル米産地力強化支援事業（実施計画、実績報告）書

1 事業実施主体の概要

市町村名			
事業実施主体名			
事業実施主体の種類	農業協同組合		農業者団体等
構成人数	名（名簿を添付）		
代表者名			
所在地			

2 事業実施地区の面積及び概要

事業実施地区名			
事業実施地区の面積 (受益面積)	h a	中山間地域等の該当	有・無
事業実施地区の概要 ・ ・ ・			

注) 事業実施地区の面積：本事業により品質・食味の向上等に取り組む面積

3 事業推進計画及び目標（事業実績）

(1) 事業推進計画（事業取組経過）

現 状 問題点	・ ・ ・
取組内容(対象品種、 実施すべき方策) (取組経過)	・ ・ ・
事業による効果	・ ・ ・

※取組内容は、モデルとなる取組の観点から、導入機器の必要性について分かるように記載してください。

(2) 目標（目標及び実績）

現 状 (前 年)	オリジナル品種作付面積又は比率	h a (%)
	1等米比率	%
	玄米タンパク質含有率	%
実施年度目標 (実施年度実績) (年度)	オリジナル品種作付面積又は比率	h a (%)
	1等米比率	%
	玄米タンパク質含有率	%
	導入設備・機器等による処理量	h a (t)
3年目標 (年度)	オリジナル品種作付面積又は比率	h a (%)
	1等米比率	%
	玄米タンパク質含有率	%
	導入設備・機器等による処理量	h a (t)

注) 現状、目標については、具体的な数値等を記載する。

○オリジナル品種作付面積又は比率

・「福笑い」「天のつぶ」「里山のつぶ」の作付面積合計又は受益面積に占める比率

○1等米比率、タンパク質含有率（水分15%換算）

・現状値については、事業実施地区（事業実施地区の測定値が無い場合は近隣地区等）における対象品種の過去3カ年の平均値を用いる（過去3カ年の平均値がない場合には前年値で可）。

・出来る限り同一機種により分析すること。

・対象品種が複数ある場合は、品種毎の目標値を記載すること。

4 経費内訳

	対象設備・機器等	金額	備考
1			
2			
3			
	合計	円	

※ 備考に導入かリースかを記載してください。

5 設備・機器等の導入、リース整備に要する経費

対象設備・機器等	機 種 名		数 量	
	型 式 名			
	利用面積	(計画) ha	(利用規模下限)	ha
リース期間 (※)	年			
リース物件取得見込額 (税抜き) (※)				円
リース期間終了後の残価設定 (税抜き) (※)				円
リース料助成申請額 (補助金額) (※)				円
リース諸費用 (金利・保険料・消費税等) (※)				円
設備・機器等利用者負担リース料 (税込み) (※)				円
物件保管場所				

(※) リースで整備する場合のみ記載

※1：リースに要する経費に対する助成金額は、次の算式①による。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③による。

また、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は算式③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）× 1／2 以内
 算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）× 1／2 以内
 算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））× 1／2 以内
 この場合において、リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を 365 日で除した数値の小数点以下第 3 位の数字を四捨五入して小数点以下第 2 位で表した数値とし、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。
 ※ 2：利用面積（計画）は目標年における

6 経費の配分及び負担区分

内 容	事 業 費	負 担 区 分		備 考 (消費税分を明記)
		県補助金 (A)	その他 (B)	
設備・機器等の導入、リース整備に要する経費	円	円	円	

※事業費については、導入する機器の物件費（消費税込み）を記入する。

7 事業実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

8 添付資料

(1) 実施計画

- ① 直近の総会資料等（組織及び運営に関する規約、役員・会員名簿、収支実績又は計画を含む資料）
- ② 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第 2 号）
- ③ 設備・機器等の導入を行う場合は、設備・機器等の販売に係る見積書（2 社以上）、機器のカタログ及び規模決定根拠等
- ④ 設備・機器等のリースを行う場合は、設備・機器等の販売に係る見積書（2 社以上）及びリース料に係る見積書（1 社以上）、機器のカタログ及び規模決定根拠等
- ⑤ その他知事が必要と認める書類

(2) 実績報告

- ① 本事業に係る支払いを証する書類（領収書、明細書等）
- ② その他知事が必要と認める書類

(様式第2号)
暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県〇〇農林事務所長 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、福島県から請求があり次第、直ちに補助金を返還します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

住所（又は所在地）

名称

代表者名

(様式第 3 号)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

令和 年 月 日

福島県〇〇農林事務所長 様

市町村長

県オリジナル米産地力強化支援事業実施計画承認申請書

このことについて、県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領第 4 の 2 の規定により提出します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 実施計画書 別紙のとおり（様式第 1 号）
- 3 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

(様式第 4 号)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和 年 月 日

福島県〇〇農林事務所長 様

市町村長
住 所 又 は 所 在 地
事 業 実 施 主 体 名

県オリジナル米産地力強化支援事業実施計画変更承認申請書
令和 年 月 日付け〇〇〇第 号で承認のあった事業実施計画について、
下記のとおり変更したいので、県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領第 4 の 5
に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画
事業実施計画（様式第 1 号）に準じて作成する。
なお、変更部分は 2 段書きとし、変更前を括弧書きで、変更後を下段に記載する。
- 3 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

(様式第 5 号)

令和〇〇年度県オリジナル米産地力強化支援事業実施状況報告書

1 事業実施主体の概要

市町村名		
事業実施主体の種類	農業協同組合	農業者団体等
事業実施主体名		
構成人数	名 (名簿を添付)	
代表者名		
所在地		

2 実施状況

	現状値及び目標値			備 考
	現状値 (事業開始前年度)	実施年度 (令和 年)	目標値 (令和〇〇年)	
オリジナル品種作 付面積又は比率				
1 等米比率				
玄米タンパク質含 有率				
導入した設備・機器 等による処理面積 又は処理量				

注) 事業実施計画書に記載した目標の達成状況について記載する。

(様式第 6 号)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和 年 月 日

福島県〇〇農林事務所長 様

市町村長

県オリジナル米産地力強化支援事業実施計画書に対する意見
県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領第 4 の 8 の規定による事業実施計画
に対する当市（町・村）の意見については、下記のとおりです。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施計画に対する意見
- 3 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

(様式第 7 号)

1 事業の内容（実績）

事業実施主体	事業実施地区名	事業内容	事業費(円)	負担区分(円)		備 考 (消費税分を明記)
				県補助金	その他	

※ 1 : 軽微な変更があった場合においては、交付決定がなされた計画を容易に比較できるよう二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとする。